

2023年7月 サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム (SSAF) 会議報告

I. 概要

- 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の諮問機関である、サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）会議が、2023年7月24日にオンラインで開催された。当該 SSAF 会議の主な概要は次のとおりである。

2023年7月 SSAF 会議出席メンバー (SSAF メンバー)¹

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Lebogang Senne
ブラジルサステナビリティ報告委員会 (CBPS)	Vania Borgerth
カナダサステナビリティ基準審議会 (CSSB)	Charles Antoine St-Jean
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Rocio Canal
メキシコ財務報告基準審議会 (CINIF)	Patricia Moles
サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)	川西委員長
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Dong Wang
韓国会計研究院 (KAI) 及び金融委員会 (FSC)	Woung Hee Lee (KAI) Kwangil Kim (FSC)
インド勅許会計士協会 (ICAI)	Priti Savla
サウジ勅許職業会計士協会 (SOCPA)	Wafa Al Nasrallah
エフラグ (EFRAG)	Patrick de Cambourg
イスス連邦財務省 (SIF)	Xenia Karametaxas
英国財務報告評議会 (FRC)	Mark Babington

(ISSB 参加者)

Sue Lloyd 副議長、ISSB ボード・メンバー、担当スタッフ

(オブザーバー)

米国証券取引委員会 (SEC)、欧州委員会 (EC)、グローバル・レポートинг・イニシアティブ (GRI)

¹ SSBJ 事務局において確認することができたメンバーのみ、初回の SSAF 会議(2023年4月17日開催)の「会議出席メンバー」から更新し、確認できなかったメンバーは更新していない。

2023 年 7 月 SSAF 会議の議題²

議題		予定時間	実際時間	参照ページ
1	IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援	60 分	35 分	3
2	アジェンダの優先度に係る情報要請に関するアウトリーチのアップデート	120 分	30 分	5
3	SASB スタンダードの国際的な適用可能性の向上のために提案された方法論に関する公開協議のアップデート		40 分	7
4	アジェンダ計画	15 分	5 分	11

今後の日程(予定)

2023 年 10 月 23 日の週

SSAF 会議への対応

- サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 17 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 7 月 20 日開催）において、当該 SSAF 会議への対応について検討を行った。

² 実際の会議においては、議題「2」と「3」が入れ替わり、「3 SASB スタンダードの国際的な適用可能性の向上のために提案された方法論に関する公開協議のアップデート」が先に審議された。

II. IFRS S1号及びIFRS S2号の導入支援

議題の概要

3. 本セッションでは、2023年6月26日に公表されたIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要件」及びIFRS S2号「気候関連開示」（以下、あわせて「ISSB基準」という。）の導入に関して、ISSBから提示された次の質問に沿って、意見交換が行われた。
- (1) IFRS S1号及びIFRS S2号の導入にあたり、各法域の関係者がどのような導入支援を求めているか。

SSAF会議での議論の概要

4. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) ISSB基準を基礎とした基準を導入するにあたり、具体的な要求事項の適用方法に関する質問が寄せられており、基準設定主体として、ISSBが公表する教育的資料の公表を待つか、我々自身が開発するのかについて議論を始めているところである。今後ISSBが教育的資料を公表する計画はあるのか、計画がある場合はどのようなトピックに対して、いつ公表する予定であるのか、また移行支援グループ(TIG)に関して、いつ、どのくらいの頻度で会議を行う予定か、確認したい。(SSBJ)
- (2) ((1)の発言に関して) 教育的資料に関しては、デュー・プロセスの観点から適切なプロトコル及びプロセスを設けることを検討しており、現段階でいつ、どのような資料を提供するかどうかを示すことはできないものの、互いの考え方を共有しながらISSBの対応等が利害関係者にとって有用なものとなるよう個別に調整していくことが考えられる。基準公表後は多くの質問を受けるが、時間の経過とともに落ち着くこともあるため、状況を見極めながら善処していくことが必要であると考える。TIGに関しては、多数の応募が寄せられ、数週間以内にメンバーを公表する予定である。利害関係者は、IFRS財団のホームページにおいてISSB基準の導入に関する質問を提出することができる。会議の開催頻度は、寄せられた質問の量及び内容に依拠することが考えられる。(ISSB Lloyd副議長、ISSBスタッフ)
- (3) 我々の法域では、ISSB基準の翻訳を進めるとともに、金融及び非金融のセクターにおける先進企業各1社と調査プロジェクトを実施し、ISSB基準の適用にあたり追加の支援又はガイダンスの提供が必要になる可能性がある障壁や課題を特定する作業を実施した。我々の法域の関係者からは、「過大なコストや労力をかけずに利用可能

な、合理的で裏付け可能な情報」の概念の適用方法、GHG プロトコルに関する追加のガイダンスに対する要望が寄せられている。また、ISSB 基準の適用にあたり過大な負担又は多くの課題が生じることへの懸念も聞かれているため、ガイダンスの公表によりそれらの懸念が軽減することを期待している。

さらに、サステナビリティ関連財務開示の財務マテリアリティに関するガイダンスに対するニーズについても寄せられている。サステナビリティ報告の作成において、インパクト・マテリアリティを用いることに慣れている企業が多く、同じ財務マテリアリティといつても、財務諸表の重要性 (materiality) に関するアプローチとは異なる側面もあると考えられるためである。

- (4) ((3) の発言に関して) GHG プロトコルに関する質問については、個別にフォローアップし、利害関係者にとり何が有用かをより深く理解したい。

また、サステナビリティ開示では、重要性 (materiality) という言葉が少し異なる形で用いられているため、混乱を招く可能性がある。重要性 (materiality) は、どのサステナビリティ事項 (どのような種類) についての情報を提供する必要があるかという観点と、その事項に関するどのような内容の情報が投資家の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれるかを評価する、より伝統的な重要性 (materiality) の評価に関する観点とを検討する必要がある。(ISSB Lloyd 副議長)

- (5) 関係者から寄せられた意見は、主に 3 点であり、まず、各法域の基準設定主体及び ISSB が、各基準の概念の中で、重要性 (materiality) がどのように適用されるのかを明確にすべきというものである。次に、各法域における ISSB 基準のエンドースメント又はアドプロションの状況に関して、いつ、どの法域の企業が ISSB 基準による報告を求められるのかという点に高い関心が寄せられている。さらに、欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) の適用を含め、複数法域で上場している場合に、ISSB 基準と他の法域の報告フレームワークの間にどのような相互作用があるのか、例えば、重複する開示への対処等について意見が寄せられている。

- (6) ((5) の発言に関して) グローバル・ベースラインを提供することで、共通の情報項目が一貫した方法で要求されるようになることが必要である。ISSB 基準がどのように用いられ、導入されるかは、今後徐々に明らかになる。まずは、ISSB 基準の導入支援を包括的に行うことが重要である。また、グローバルで、同じ言葉が同じ方法で適用されることを確実にする必要がある。これは、IFRS 会計基準における経験を活かすことができる。SSAF は、このための中心的な役割を果たすことができるため、より効率的に対応すべく、我々が課題に取り組むメカニズムを可能な限り早い段階で設けることが必要である。(ISSB Lloyd 副議長)

- (7) 我々の法域においては、すでに報告ガイドラインが提供されており、今年度から保証業務も開始している。ISSB 基準と国内基準に矛盾がないか (compatible)、すべての利害関係者及び企業が ISSB 基準をどのように対応できるかについて、検証している。また、多くのアウトリーチを実施し、さまざまな情報を入手している。
- (8) 我々は、当局が実施する ISSB 基準の評価を支援しており、ISSB 基準の導入の評価及び ISSB による公開協議に対するフィードバックも提供している。

III. アジェンダの優先度に係る情報要請に関するアウトリーチのアップデート

議題の概要

5. 本セッションでは、ISSB 担当スタッフから、アジェンダの優先度に係る情報要請に関するアウトリーチ活動の目的及び概要が説明され、ISSB から提示された次の質問に沿って、意見交換が行われた。

- (1) ISSB のアウトリーチ活動に関してコメントや質問はあるか。
- (2) SSAF メンバーは、それぞれの法域及び利害関係者とのアウトリーチから、何か認識していることはあるか。

SSAF 会議での議論の概要

6. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) ISSB は、「SASB スタンダードの向上」を「ISSB の活動の戦略的方向性及びバランス」の 1 つとして示しているが、本情報要請において、産業別ガイダンスを将来的に強制力のあるものとすることについては明確に言及されていないとの理解である。産業別ガイダンスを強制力のあるものとする取組みが、「ISSB の活動の戦略的方向性及びバランス」のどの活動に含まれることになるのか、確認したい。(SSBJ)
- (2) ((2)の発言に関して) SASB スタンダードを強制力のあるものとする取組みは、個別の活動ではないため、「ISSB の活動の戦略的方向性及びバランス」には明示していない。「SASB スタンダードの向上」は、SASB スタンダードの維持及び向上という ISSB の責任に関する活動であり、SASB スタンダードの国際的な適用可能性の向上も含まれる。また、統合前に SASB が進めていたプロジェクトも ISSB が継続する予定である。ISSB の基準開発において、SASB の資料を取り入れることが多いため、

SASB スタンダードを強制力のあるものとする取組みは、ISSB 基準の開発という文脈から考慮すべきである。2 つの少し異なる作業の流れが存在している。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB 担当スタッフ)

- (3) 我々の法域の利害関係者からは、ISSB 基準の適用に多くの課題があるとして、支援を求める声が多く聞かれている。また、新たなテーマ別基準の開発を迅速に行い、完全な基準一式を開発することが重要である。新たなテーマとしては、人的資本を最優先すべきとの意見が多く聞かれている。
- (4) 我々の法域においては、様々なセクターに対して情報要請に関する調査を行った上で、ISSB にコメント・レターを提出する予定である。
- (5) 我々の法域の利害関係者からは、ISSB 基準の適用支援が最優先事項であるとの意見が聞かれている。次の優先事項は、利害関係者によって意見が異なる。投資家、コンサルタント及び環境保護団体は気候変動以外の他の社会及び環境問題への対応を考慮し、新たなリサーチ及び基準設定の開始を求める一方で、作成者からは、キャパシティ及び準拠性について懸念する声が聞かれている。
- (6) 我々の法域の利害関係者からは、財務情報と非財務情報を基礎としてより信頼性のある情報を提供するという意味で、「つながり (connectivity)」を重視する意見が聞かれている。また、他の基準設定主体（国際監査・保証基準審議会（IAASB）や国際会計士倫理基準審議会（IESBA））との相互運用可能性（interoperability）を重視する意見も聞かれている。なお、人的資本と人権の区別について、混乱するとの意見がかなり多く聞かれている。ISSB は、何らかの対応をする必要があるのではないか。

金融安定理事会の気候関連財務開示タスクフォース（TCFD）のモニタリング機能が ISSB に統合されることを歓迎している。これは、ISSB が提供するものの信頼性の向上につながると考えられる。

- (7) 財務情報と非財務情報の統合に関して、概念フレームワークが ISSB 基準においてどのように機能するか説明することが重要であるという意見が多く聞かれており、我々もこの点について、コメントする予定である。証券監督者国際機構（IOSCO）が指摘したように、国際会計基準審議会（IASB）と ISSB の概念的なつながりを明確にする必要がある。これは、我々の法域において、ISSB 基準のエンドースメントのメカニズムを設立するにあたっても有用であり、また、ISSB 自身が、何が将来の優先事項であり、それが高品質で一貫性のある報告という広範なエコシステムにどのように適合するかについて決定するための、より確立された体制を構築する上でも有

用であることが考えられる。

- (8) ((7)の発言に関して) 概念フレームワークの議論に関しては、最も喫緊に対処すべき事項は何かを考慮する必要がある。ISSB の概念は、IASB の概念が組み合わさったものだが、実務で用いている概念フレームワークがどのようなものなのかを明確にすることは、暫定的な議論の出発点となるものの、これらの文書を進化させる必要があるかどうかを検討することは別の論点であると考える。一方で、ISSB が拠り所とする概念が何かを理解することは重要であるという意見があることは理解している。(ISSB Lloyd 副議長)
- (9) ISSB の情報要請に関して、関係者との対話をを行っている。人的資本と人権の違いは必ずしも明確でないという点を強調したい。また、「統合報告」は主要なトピックの1つであると理解している。
- (10) 我々の法域では、人権の問題は、先住民との和解という課題に深く関係するため、人的資本と人権は非常に異なる種類の課題だと認識されている。
- (11) ((10)の発言に関して) ISSB の次のステップについて検討する上で、利害関係者から、ISSB がどのような情報を今後優先すべきかについて、より具体的な情報を得ることが有用である。これにより、プロジェクトの範囲やプロジェクト間の関連性を含め、今後どのようにプロジェクトを進めるべきかについて、より明確に検討することができる。(ISSB Lloyd 副議長)

IV. SASB スタンダードの国際的な適用可能性の向上のために提案された方法論に関する公開協議のアップデート

議題の概要

7. 本セッションでは、ISSB 担当スタッフから、SASB スタンダードの国際的な適用可能性の向上のために提案された方法論に関する公開協議の概要が説明され、ISSB から提示された次の質問に沿って、意見交換が行われた。
- (1) SASB スタンダードの国際的な適用可能性の向上のために提案された方法論に関する公開草案について、各法域の利害関係者はどのような意見及び示唆を有しているか。

SSAF 会議での議論の概要

8. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 形式に関する一般論であるが、我々の法域の関係者からは、方法論が適用された修正後の基準案の方がデュー・プロセス文書としてコメントしやすいという意見が聞かれている。

内容に関しては、SASB スタンダードの国際的な適用可能性の向上は、IFRS S1 号を遅滞なく適用する上で非常に重要ではあるものの、最終的な目標は、強制力のある (mandatory) 産業別ガイダンスを開発することにあると考える。産業別ガイダンスが整備されれば、SASB スタンダードを参照する必要はなくなり、基準に含まれる産業別ガイダンスを参照することになると理解している。

そのためには、産業分類を見直した上で、産業別ガイダンス全体を包括的に見直す必要があると考える。本公開草案では、方法論に関する作業は長期的な取組みと説明されているものの、最終目標との関連性が明確ではないため、これらの関連性について確認したい。(SSBJ)

- (2) ((1) の発言に関して) 産業別開示は、市場及び規制当局のニーズが高く、最終的に強制力のある (mandatory) 基準とするためにも、産業別開示の改善に関して、多くの時間とエネルギーを費やすことが必要だと考えている。最初のステップとして、ISSB 基準において、産業別開示を要求するものの、具体的な内容については定めず、「考慮しなければならない (shall consider)」例を示すことで対応している。SASB スタンダードの産業分類は、作成者が、どのような開示トピックが自身の事業に重要性がある (material) 可能性が高いかについて把握するためのものである。ISSB 基準の構成が今後どのようになるかについては、ISSB ボードにおいて決定されることになる。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB 担当スタッフ)
- (3) 公開協議後の SASB スタンダードの改正の内容について、フェータル・フロー・レビューを実施することだが、これについて公開協議は実施されないと理解でよいか。
- (4) ((3) の発言に関して) ISSB による承認後、今年の第 4 四半期を目標に、修正した指標を明示した上でフェータル・フロー・レビューのために公表する予定である。このレビューは限定された手続である。通常とは異なるアプローチではあるものの、方法論についてすでに公開協議を行っているため、このレビューは、想定されなかった主要な課題の識別のみを目的としている。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB 担当スタッフ)
- (5) 一定の産業は、必ずしもうまく産業分類に収まらないため、産業分類の国際化には大きな課題がある。基準設定主体には常に多くのことが求められるが、本公開協議

後に、より発展したプロジェクトの実施が必要なことは明らかである。特に、SASB スタンダードには賛否両論が寄せられているため、長期的な考えについて明確に説明することが、各法域のアドプロション及びエンドースメントの議論において有用である。

- (6) ((5)の発言に関して) 本公開草案は、IFRS S1 号に基づき、SASB スタンダードを参考し考慮することを確実にするという特定の目的をもつ、的を絞った作業である。また、企業は、自身の状況に関連性がないと判断した場合には、SASB スタンダードを適用しないことも認められる。一方で、特定の参考に含まれる情報について関連性があると判断し適用する必要がある場合には、IFRS S2 号に基づき開示に取り組むことになる。これらの産業別開示の要求事項を公開協議の対象として、正式に強制力のある（mandatory）ものとすることになる。
- ISSB 基準に準拠して関連性のある情報を報告する際に、SASB スタンダードがその助けとなるということについて、企業の理解を深める必要がある。（ISSB Lloyd 副議長）
- (7) SASB スタンダードの国際的な適用可能性の向上のために提案された方法論に、概ね同意している。一方で、一般化された定義を提供するという改訂アプローチ 2 については、企業に、用いた指標をどのように定義又は判断しているかについて、説明を要求することを検討する必要がある。企業がその判断の根拠を開示することで、利用者に有用な情報を提供し、比較可能性の低下を防ぐことができる。また、産業分類、産業別の開示トピック及び関連する指標など、SASB スタンダードの全般的な内容についても改善が必要だととの意見が我々の法域の利害関係者から聞かれている。
- (8) ((7)の発言に関して) 基準を一般化することは、異なる法域で事業を営む企業が基準の要求事項を満たすことを容易にするものの、比較可能な情報が損なわれるのではないかという懸念が生じる可能性がある。したがって、一定の法域において、どのように基準を適用しているかについて説明を求める必要性があるという考えは、非常に理に適ったものである。ここで、IFRS S1 号では、企業がサステナビリティ関連財務開示を作成する上で行った重大な（significant）判断について開示することが要求されている。よって、すでに基準において取り込まれているとも考えられるため、企業がこの点を認識するためには、どうすればよいかを考える必要がある。（ISSB ボード・メンバー）
- (9) 今回の公開草案の範囲に限っては、適切なアプローチが提案されているものの、SASB スタンダードについて、今後より多くのことを考慮する必要があると考える。特に、SASB スタンダードの重要性（materiality）評価のレンズに、発展途上国の視点を反

映することで、国際的な適用可能性を向上すべきだと考える。

- (10) ((9)の発言に関して) ビジネス・モデルや環境によって、重要性 (materiality) が異なることは理解しており、ISSB ボード会議でもこの点が議論されている。(ISSB 担当スタッフ)
- (11) IFRS S1 号及び IFRS S2 号のみでなく、SASB スタンダードを翻訳する必要があると理解しているものの、SASB スタンダードの内容が今後改正されるのであれば、我々の翻訳作業が少し煩雑になると考えられる。SASB スタンダードの翻訳に関する質問についても考慮してほしい。
- (12) SASB スタンダードの 1,000 程度の指標のうち 40-45%は産業共通の (sector-agnostic) 指標として捉えられると考えられる。このような事実について、ISSB 基準との関係や SASB スタンダードの改正の観点からどのように対処する予定か理解したい。
- (13) ((12)の発言に関して) 企業は、企業固有の評価を行い、投資家の意思決定に有用である情報を提供することが要求されているため、IFRS S2 号に基づく気候関連の情報の多くは、産業別の情報になると考えられる。今後、新たなテーマ別基準を開発する際には、産業別か、又は産業横断的 (cross-industry) かについて慎重に検討する必要がある。また、産業別開示については、企業の産業の種類に応じて、何が重要性がある (material) と合理的に見込まれるか、及び、特定の開示ガイダンスが、一定の産業が抱える課題に合うように調整されているか、という 2 つの部分があると考えられる。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB ボード・メンバー)
- (14) 企業が、重要性 (materiality) 評価を適切に行うことで、産業共通の (sector-agnostic) 開示のみでなく、産業固有の (sector-specific) 開示も適切に行われることになると理解している。
- (15) ((14)の発言に関して) 同意する。重要性がある (material) 情報の有用な候補を特定することは、労力のかかる作業である。SASB スタンダードはこの作業の実施を支援するものであり、非常に有用なツールだと理解している。(ISSB Lloyd 副議長)

V. アジェンダ計画

議題の概要

9. 本セッションでは、ISSB 担当スタッフから、SSAF 会議の今後のアジェンダ計画について説明され、SSAF メンバーによる質疑応答が行われた。

SSAF 会議での議論の概要

10. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 2024 年の SSAF 会議のスケジュールを提供してほしい。
- (2) ((1)の発言に関して) 来年のスケジュールについては調整の最終段階にあり、近日中に共有できる予定である。 (ISSB Lloyd 副議長)
- (3) 各法域の状況を理解するため、法域におけるサステナビリティ開示基準の規制上の枠組みに関するアップデートをアジェンダとして取り扱うことが有用だと考える。

以上